

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について(概要)

市長公室人事課

1 主な改正の理由

消防組織法（昭和22年法律第226号）に規定する緊急消防援助隊として消防活動に従事する職員について、その業務の危険性、困難性等及び他団体と共に部隊を構成して活動するという勤務体系の特殊性から他団体との整合性を図る必要があることに鑑み、緊急消防援助隊手当を新設する必要がある。

2 改正検討の契機

緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について、令和6年8月1日付け消防消第247号、消防広第188号消防庁消防・救急課長、消防庁広域応援室長通知により、国家公務員に支給される手当の状況や緊急消防援助隊は他の地方公共団体に属する職員とともに部隊を構成する性格を考慮し、手当の創設を検討するよう助言があったことを受けて検討を行ったもの。

3 主な改正の内容

緊急消防援助隊手当を新設

消防組織法第45条に規定する緊急消防援助隊として出動し、消防活動に従事した場合に、下記金額を支給する。

手当額	2, 160円／1日（第5条第2項）
備考	<p>①緊急消防援助隊手当を支給するときは、他の特殊勤務手当は支給しない（第5条第3項）</p> <p>【重複が想定され支給しない主な手当】</p> <p>消防緊急出場手当 出場1件につき300円</p> <p>夜間特殊業務手当 勤務1回につき650円</p> <p>高所作業手当 1日につき300円</p> <p>救急救命士業務従事手当 1日につき500円</p> <p>②日額で定める他の特殊勤務手当（防疫作業手当、危険物取扱主任手当等）は、1回の勤務が2日間に引き続く場合には1日分の手当とするが、緊急消防援助隊手当は、例外として暦日により支給する（第14条第2項）</p>

4 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

消防緊急援助隊の手当 府内の例（消防本部調べ）

団体名	名称	内容	手当の額 加算額	手当額（円）	暦日の考え方	事例
大阪市	消防職員の特殊勤務手当に関する条例	災害応急作業等派遣手当は、職員が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発等が発生した場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧に係る作業又は業務に従事したときに支給する。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。	前項に規定する手当の額は、作業又は業務に従事した日1日につき、 1,080円 (作業又は業務の全部又は一部が 午後10時から翌日の午前5時までの間 において行われた場合にあつては、 1,620円)とする。	1,080円～1,620円	暦日(午前0時～午後12時)を1日としてカウント	例：活動期間 12月15日15時～16日2時 12月16日14時～16日23時 支給額 12月15日 1,620円 12月16日 1,620円
堺市	堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例	緊急消防援助隊は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する 緊急消防援助隊 として災害が発生した地方公共団体に出勤し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等の業務として異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助活動等に従事する職員に支給する。	2 前項の手当の額は、従事した日1日につき 1,080円 とする。 3 第1項に規定する遭難救助活動等の全部又は一部が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する場合は、 第2号に定める額)を前項に規定する額に加算する。 (1) 日没時から日出時 までの間におけるものであるとき 540円 (2) 著しく危険な区域(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)その他の法令等に基づき立入りの禁止、退去の命令等の措置がなされた区域(第1項に規定する遭難救助活動等の実施後において、当該活動等に係る災害に関し、当該措置がなされた区域を含む。)をいう。)におけるものであるとき 1,080円	1,080円～2,160円 (併給不可)	暦日(午前0時～午後12時)を1日としてカウント	例：活動期間(非危険区域) 12月15日15時～16日2時 12月16日14時～16日23時 例：活動期間(危険区域) 12月15日15時～16日2時 12月16日14時～16日23時 支給額(非危険区域) 12月15日 1,620円 12月16日 1,620円 支給額(危険区域) 12月15日 2,160円 12月16日 2,160円
泉大津市	泉大津市消防職員の特殊勤務手当に関する条例	緊急消防援助隊手当 消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する 緊急消防援助隊 として出勤し、消防活動に従事した職員に支給する。	1日につき 2,160円	2,160円 (併給不可)	暦日(午前0時～午後12時)を1日としてカウント	例：活動期間 12月15日15時～16日2時 12月16日14時～16日23時 支給額 12月15日 2,160円 12月16日 2,160円
岸和田市	職員の特殊勤務手当に関する条例	災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号の災害をいう。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次に掲げる業務に従事したときに支給する。 (1) 市長が定める災害応急対策又は災害復旧のための作業等の業務 (2) 消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する 緊急消防援助隊 としての活動に係る業務	前項に規定する手当の額は、同項第1号に規定する業務に従事する職員に対しては当該従事した日1日につき800円を超えない範囲内において、同項第2号に規定する業務に従事する職員に対しては当該従事した日1日につき 2,160円を超えない範囲内 において市長が定める。	2,160円 (併給不可)	暦日(午前0時～午後12時)を1日としてカウント	例：活動期間 12月15日15時～16日2時 12月16日14時～16日23時 支給額 12月15日 2,160円 12月16日 2,160円
貝塚市	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例	緊急消防援助隊出動手当は、消防職員が消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する 緊急消防援助隊 として出勤し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等に従事したときに支給する。	前項の手当の額は、その業務に従事した日1日につき 2,160円 とする。	2,160円 (併給不可)	暦日(午前0時～午後12時)を1日としてカウント	例：活動期間 12月15日15時～16日2時 12月16日14時～16日23時 支給額 12月15日 2,160円 12月16日 2,160円
泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町	泉州南消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例	緊急消防援助隊派遣手当は、 緊急消防援助隊 として派遣され、その業務に従事した職員に支給する。ただし、当該手当を支給する場合は、前3条の規定は適用しない。	1日につき 2,160円	2,160円 (併給不可)	暦日(午前0時～午後12時)を1日としてカウント	例：活動期間 12月15日15時～16日2時 12月16日14時～16日23時 支給額 12月15日 2,160円 12月16日 2,160円
富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村	大阪南消防組合職員の給与に関する条例	緊急消防援助隊に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する 緊急消防援助隊 として、災害が発生した市町村に出勤し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等に従事したときに支給し、その額は、1人日額 3,970円 とする。	日額 3,970円	3,970円～ (他の手当全て併給可)	暦日(午前0時～午後12時)を1日としてカウント 夜間手当は1夜当たり650円	例：活動期間 12月15日15時～16日2時 12月16日14時～16日23時 支給額 12月15日 4,620円 12月16日 4,620円 プラス他の手当
守口市及び門真市	守口市門真市消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例	緊急援助手当は、 緊急援助隊 として派遣された被災地において災害活動に従事したときに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を支給する。 (1) 国外 1日につき4,000円 (2) 国内 1日につき2,000円	国内 1日につき 2,000円	2,000円(国内) (併給不可)	暦日(午前0時～午後12時)を1日としてカウント	例：活動期間 12月15日15時～16日2時 12月16日14時～16日23時 支給額 12月15日 2,000円 12月16日 2,000円
枚方市及び寝屋川市	枚方寝屋川消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例	緊急消防援助隊手当は、職員が消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する 緊急消防援助隊 として、災害が発生した市町村に出勤し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等に従事した場合に支給する。 2 前項の手当の額は、当該応援等に従事した日1日につき4,000円とする。 3 緊急消防援助隊手当を支給するときは、他の特殊勤務手当は支給しない。	1日につき 4,000円	4,000円 (併給不可)	暦日(午前0時～午後12時)を1日としてカウント	例：活動期間 12月15日15時～16日2時 12月16日14時～16日23時 支給額 12月15日 4,000円 12月16日 4,000円
大東市及び四條畷市	大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例	災害応援業務等手当 異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において応援業務等に従事したものの災害応援業務等手当(当該手当を支給する場合、同表の他の手当は支給しない)	1 緊急消防援助隊等に派遣され、その業務に従事した場合は 2,160円 2 緊急消防援助隊等以外の災害応援に派遣され、その業務に従事した場合は1,080円 3 警防規程に定める非常招集により、その業務に従事した場合は840円 (午後10時から翌日午前5時までに、その業務の全部又は一部に従事した場合は、1,260円。)	2,160円 (併給不可)	暦日(午前0時～午後12時)を1日としてカウント	例：活動期間 12月15日15時～16日2時 12月16日14時～16日23時 支給額 12月15日 2,160円 12月16日 2,160円

議案第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

消防組織法（昭和22年法律第226号）に規定する緊急消防援助隊として消防活動に従事する職員について、その業務の危険性、困難性等及び他団体と共に部隊を構成して活動するという勤務体系の特殊性から他団体との整合性を図る必要があることに鑑み、緊急消防援助隊手当を新設する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年和泉市条例第14号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2)略</p> <p><u>(3) 緊急消防援助隊手当</u></p> <p><u>(4)～(10)略</u></p> <p>(消防緊急出場手当)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(緊急消防援助隊手当)</u></p> <p>第5条 緊急消防援助隊手当は、消防職員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、<u>出動し、消防活動に従事した場合に支給する。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき2,160円とする。</p> <p>3 緊急消防援助隊手当の支給を受ける職員には、当該勤務について<u>他の特殊勤務手当は、支給しない。</u></p>	<p>(手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2)略</p> <p><u>(3)～(9)略</u></p> <p>(消防緊急出場手当)</p> <p>第4条 略</p>

新	旧
<p>第6条～第13条 略 (支給基準) 第14条 略</p> <p>2 手当の額を日額で定めるもの<u>(緊急消防援助隊手当を除く。)</u>について、手当の対象となる1回の勤務時間が2日間に引き続く場合は、当該勤務1回につき1日分の手当の額とする。</p> <p>第15条、第16条 略</p>	<p>第5条～第12条 略 (支給基準) 第13条 略</p> <p>2 手当の額を日額で定めるものについて、手当の対象となる1回の勤務時間が2日間に引き続く場合は、当該勤務1回につき1日分の手当の額とする。</p> <p>第14条、第15条 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。